

議案第63号

公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 目 的

地方公務員の定年引上げに関する措置を定めた地方公務員法の一部改正に伴い、公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

公益的法人等に派遣することができない職員について、次のとおり規定を整備します。

- (1) 役職定年制の例外措置として、特例により管理職に留任する者については、公益的法人等に派遣することができないこととします。
- (2) 現行の再任用制度が廃止されるため、公益的法人等へ派遣することができない職員から除外している「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。
- (3) 条例で引用している港区職員の退職手当に関する条例の条項番号を変更します。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、項番2(3)については、公布の日

(2) 経過措置

暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の条例の規定を適用します。

公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用されている職員(次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)</p> <p>二 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</p> <p>三 港区職員の定年等に関する条例(昭和五十九年港区条例第一号)第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>四 港区職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項</p>	<p>(前略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用されている職員を除く。)</p> <p>二 非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>三 港区職員の定年等に関する条例(昭和五十九年港区条例第一号)第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p>

に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）
を延長された管理監督職を占める職員

五| (略)

3 (略)

(中略)

第十六条 (略)

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、
退職手当条例第十一条（第三項（第三号及び第四号に限る。）及び
第五項を除く。）の規定を準用して計算する。

3 (略)

(後略)

付 則

1| この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十六条
第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2| 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）
附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、
第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規

四| (略)

3 (略)

(中略)

第十六条 (略)

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、
退職手当条例第十一条（第五項及び第六項を除く。）の規定を準用
して計算する。

3 (略)

(後略)

定により採用された職員は、この条例による改正後の公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。